

# 自転車専用通行帯（自転車レーン）を設置した道路における自転車の通行ルール

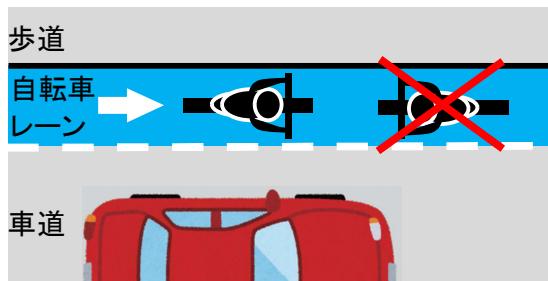


## ○ 自転車専用通行帯（自転車レーン）とは

- ・車道における第一通行帯（最も左側の車線）であり、自転車（軽車両）専用の車両通行帯。
- ・自転車は左側の自転車レーンを通行しなければならないが、歩行者・原動機付自転車・自動車等は、自転車レーンを通行できない。

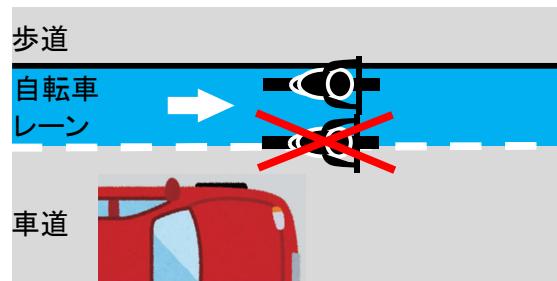
## ○ 自転車専用通行帯（自転車レーン）のルール

### ・逆走禁止



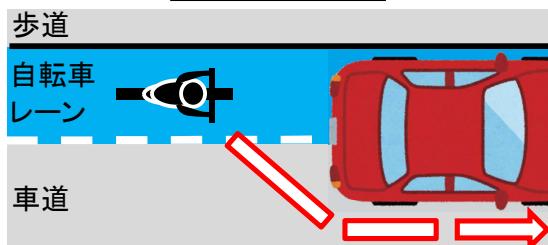
自転車レーンを通行するときは、車と同じ左側を通行する。

### ・並走禁止



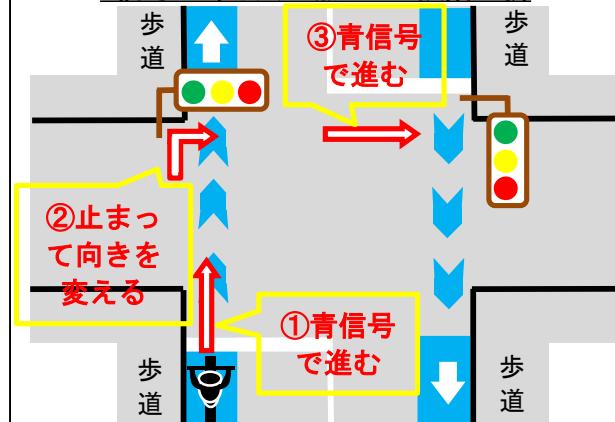
自転車での並走は禁止。

### ・停車車両に注意



路上に停車している車を避ける場合は、後方の安全確認をしてから車を避ける。（バス等の停車車両は無理に追い越さない。）

### ・信号のある交差点では2段階右折



## ※ 自転車が歩道を通行できるケース

- ・歩道に「自転車通行可」の道路標識や、道路標示がある場合。
- ・歩道に「普通自転車通行指定部分」の道路標示がある場合。
- ・運転者が13歳未満または70歳以上、または身体の障害を有するものである場合。
- ・歩道を通行することが安全のためやむを得ない場合。



## ※ 自転車専用通行帯（自転車レーン）と矢羽根型路面表示との違い

- ・自転車レーンは、自転車が走らなければならない車両通行帯（道路交通法第20条第2項<sup>※1</sup>）。
- ・矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の通行を促すもの（法定外の路面表示）。

※1 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。